

知立駅周辺賑わいづくり事業委託業務プロポーザルに係る質疑

質問番号	項 目	質 問	回 答
1	募集要項 第2-1-① 参加資格	複数の個人または法人から成るチームで応募することは可能でしょうか。（例：個人(1名)+個人(1名)+法人(総勢複数名)) またその際に、すべての個人又は法人が、知立市内に本社、本店又は支店、営業所等の活動拠点を置いている必要がありますでしょうか。（例：個人(知立市在住)+法人(他市に所在))	申込できるのは法人又は個人なので、チームとしての応募はできません。（実務的にはチームでイベント開催していただいて構いません。） 申込者（法人又は個人）は市内に活動拠点を置いている必要があります。他の関係者等の活動拠点については不問です。
2	募集要項 第2-3-(6)-② 著作権・特許権等	企画、コンセプト、ネーミング、什器等の設計物、その他一切の提案内容における著作権・特許権等は、本プロポーザルの採否に関わらず、提案者に帰属するものと考えてよろしいでしょうか。 また、提案内容のうち、外部に公開される情報があればご教示いただけますでしょうか。（採否により公開内容が異なるのであればそれも含めて。）	提案内容は提案者に帰属します。 基本的に提案内容を外部に公開することは考えていませんが、採用された場合は事業実施周知等のため情報の一部を活用させていただく場合がございます。
3	募集要項 第1-4 費用の上限 仕様書 6-(5) 費用	・仕様書6-(5) 費用にある「予算」とは、提案内容次第では、募集要項 第1-4 費用の上限にある「810千円」と別の予算が認められる場合があるという理解でよろしいでしょうか。 仮にそうであるならば、以下、募集要項 第1-4 費用の上限にある「810千円」をA、仕様書 6-(5) 費用の「予算」をBとします。 ・本イベントのために製作された什器や購入した備品などはA、Bどちらの費用を使用したとしても、提案者の所有物となりますか。 ・例えば、ある大がかりな構築物を作成したいと考えた場合に、Bの費用が認められるか否かでAの一部費用を必要以上に切り詰めるなど、Aの予算組みに影響が生じる可能性がございます。予算組みに大きく関わるため、Bの基準等詳細をお示しいただけますでしょうか。仮にお示しが難しく、基準等がなければ、提案後のBの採否に応じて、予算組みや提案内容を見直すことは可能でしょうか。	仕様書6-(5) 費用にある「予算」は第1-4 費用の上限にある「810千円」のことです。 製作・購入した物品等は提案者の所有物になります。
4	仕様書 6-(3) イベント等の管理体制	テントやタープ設置のためのペグ打ちなど、地面に穴を空けるような行為をしてもよろしいでしょうか。	地面に穴をあける行為は禁止です。また人工芝部分は破損を防ぐため車両乗り入れ不可です。イベント実施後は破損等含め現状復帰をしてください。
5	募集要項 第3-1 評価方法 プロポーザル選定委員会	プロポーザル選定委員会の評価委員5名の構成(お名前、所属等)をお示しいただくことは可能でしょうか。	評価委員の所属については、知立市観光協会、知立市文化協会、知立まちづくり株式会社、知立市市民部長、知立市都市整備部長です。氏名については公表しておりません。
6	A・B・Cの募集枠について	仮に募集Aの落選者の提案が、募集B・Cの趣旨に照らしてもB・Cの他の提案者に比べて内容が優れていると判断された場合に、Aの落選者がB・Cの枠で選定されることはありますでしょうか。 (A・B・Cどの場合においても同様。)	申込時にABCを選択いただき提案をいただくため、落選者が他の枠において選定されることはありません。